

いよぎんローンカード規定

1. (カード発行)

- (1) いよぎんローンカード（以下「カード」という。）は、当座貸越契約規定（S A F E T Y 契約規定）にもとづき、当行が発行するものとします。
- (2) カードの発行にあたっては、当行の定めるカード発行手数料をいただきます。

2. (カードの利用)

カードは、次の取引に利用することができます。

当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用して当座貸越口座から当座貸越金を借入れる場合（以下「借入れ」という。）

3. (支払機利用手数料)

当行および提携先の支払機を使用して借入れを行う場合、当行および提携先の所定の支払機利用に関する手数料（以下「支払機利用手数料」という。）をいただきます。この場合当行は、支払機利用手数料を借入時に当座貸越金支払請求書なしで当座貸越口座から自動的に引落します。なお、提携先の支払機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

4. (支払機による借入れ)

- (1) 支払機を使用して当座貸越金の借入れをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による借入れは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入れは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 提携先の支払機を使用して借入れをする場合は、1日あたりの借入れは当行所定の金額の範囲内とします。
- (4) 当行および提携先の支払機を使用して借入れを行う場合は、その金額と手数料金額との合計額が当座貸越口座の借入れできる範囲を超えるときは借入れるこ

とができません。

5. (支払機による弁済)

- (1) 支払機を使用して当座貸越金の弁済を行うときは、支払機にカードと現金を挿入し操作してください。
- (2) 支払機による弁済は1千円、5千円、1万円の3種類の紙幣とし、1回あたりの弁済は当行が定めた枚数の範囲内とします。

6. (支払機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により支払機による借入れ・弁済ができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより借入れ・弁済を行うことができます。
- (2) 前項の場合には、当行所定の当座貸越金支払請求書に氏名・金額および住所を記入のうえカードとともに提出してください。
- (3) なお、提携先の窓口ではこの扱いはできません。

7. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失したとき、または氏名、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた事故については当行は責任を負いません。

- (2) カードを紛失した場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。
- (3) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

8. (暗証照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。
- (2) 支払機によりカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、払戻しを行った場合はカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行および提携先は一切責任を負いません。
- (3) 当行の窓口においてカードを確認し、当座貸越金支払請求書への記載事項と諸届その他の書類による届出事項との一致を確認し、相違ないものと認めて取扱いしました場合にも前項と同様とします。

9. (解約等)

(1) 当座貸越契約規定 (S A F E T Y 契約規定) を解約する場合は、カードを当店に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適切と認めた場合には、その利用をお断わりすることがあります。この場合、当行から請求があり次第、直ちにカードを当店に返却してください。

10. (譲渡・質入れ禁止)

カードを譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

11. (カードの有効期限)

カードの有効期限は、当座貸越契約規定 (S A F E T Y 契約規定) に定める契約期限とします。当座貸越契約規定 (S A F E T Y 契約規定) の契約期限を延長したときはカードの期限を自動的に延長します。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当座貸越契約規定 (S A F E T Y 契約規定) に従って取扱うものとします。

以上